

給付認定申請書 (1号・新1号・新2号・新3号申請書)

新規認定

(宛先)

記入例：施設型給付幼稚園・認可外保育施設等

※預かり保育等の利用希望や保護者の状況に応じて、申請する区分が異なります。

【注意点】

- ①太枠内の該当箇所は、すべて記入してください。
- ②記入にあたっては、必ず黒のボールペンを使用してください。
鉛筆、シャープペンシル、こすると消えるボールペン等での記入は無効となります。
- ③記入内容を修正する場合は、二重線で消し、空いているところに正しい内容を記入してください（訂正印不要）。
修正テープや修正液を使っている場合、申請は無効となります。

記入例

申請日（記入日）

R 9 年 3 月 10 日

以上のとおり記入し、給付認定を受ける施設等に係る認定を申請します。

申請児童	フリガナ	カマクラ ミライ	年齢	性別	続柄	該当するクラスにチェックを入れてください。		障がい者等の有無	
	氏名	鎌倉 未来	4月1日時点の年齢を記入してください。	歳 男・女	第 3 子	☐ 0～2歳 ☐ 満3歳 ☒ 3～5歳	R 5 年 7 月 7 日	☐ 有※ ☒ 無	
	利用する施設名	① ○○○幼稚園 ② △△△保育園 ③ ファミリーサポート					R 9 年 4 月 1 日		
	認定種別該当に✓	☒ 1号（例：幼稚園） ☐ 新1号（例：施設型給付） ☒ 新2号（例：認可外保育施設） ☐ 新3号（例：ファミリーサポート） ☐ 認可外保育施設					①幼稚園を使う方は1号に必ずチェックしてください。（認可外の場合はチェック不要） 1号認定のみの方は、保育を必要とする事由を証明する書類は不要です。 ②預かり保育や認可外保育施設等の利用希望で、全ての保護者に保育を必要とする事由（裏面参照）がある場合、新2号（新3号）にチェックし、裏面に記載の必要書類を添付して下さい。 ③新2号認定は「3歳児クラス～5歳児クラス」の児童が対象です。 0～2歳児クラス、満3歳児クラスの場合は新3号認定（非課税世帯のみ対象）となります。		
保護者申請	フリガナ	カマクラ	氏名	鎌倉 太郎	続柄	父	番号	優先2（続柄：父）	080-XXXX-0000
	住所	〒 248 - 0012 鎌倉市 御成町18番10号							
世帯状況	生活保護	☐ 該当あり → 生活保護受給証明書の写しを提出してください。 ☒ 該当なし							
	ひとり親世帯	☐ 該当あり → 戸籍謄本または離婚届の受理証明書の写しを提出してください。 ☒ 該当なし							
	里親、児童ホーム	☐ 該当あり → 里親登録証、児童ホーム在籍証明書等の写しを提出してください。 ☒ 該当なし							
同居の家族	フリガナ	氏名	続柄	生年月日（年齢）	市区町村名または海外の該当部分に記入またはマルをつけてください。				
	カマクラ タロウ	鎌倉 太郎	父	S 元 年 2 月 1 日 (38 歳)	株式会社○○	☒ 有※1 ☐ 無	☐ 鎌倉市内 ☒ 藤沢 市区町村・海外※2	☒ 鎌倉市内 ☐ 市区町村・海外※2	
	カマクラ ハナコ	鎌倉 華子				☐ 有※1 ☐ 無	☒ 鎌倉市内 ☐ 市区町村・海外※2	☒ 鎌倉市内 ☐ 市区町村・海外※2	
	カマクラ シズカ	鎌倉 静香				☐ 有※1 ☐ 無	☐ 鎌倉市内 ☐ 市区町村・海外※2	☒ 鎌倉市内 ☐ 市区町村・海外※2	
	カマクラ ヨリトモ	鎌倉 頼朝	兄	T S H 3 年 8 月 1 日 (5 歳)	○○○幼稚園	☐ 有※1 ☐ 無	☒ 鎌倉市内 ☐ 市区町村・海外※2	☒ 鎌倉市内 ☐ 市区町村・海外※2	
	同居している方をすべて記入してください。（パートナー及び別居でも生計が一緒な者を含む） 単身赴任等により別世帯でも、生計が一緒であれば記入してください。								
個人番号	「マイナンバー・本人確認書類提出票」を作成し、添付してください。								

※1該当する方の障がい者手帳等のコピーを添付してください

※2海外に在住していた方は、該当期間の収入が分かる書類（給与明細等）を添付してください。（施設等に入所している場合は、収入が分かる書類を添付してください。）
同居していない場合は不要

新2号・新3号認定を希望する方は、裏面に必要事項を記載し、保育を必要とする要件を証明する書類を添付してください。

鎌倉市使用欄

受付	認定入力	入力入力	契約情報入力	税入力
	1号	1号	1号	1号
	新1・2・3号	新1・2・3号	新1・2・3号	新1・2・3号
			☐ ひとり親 ☐ 障がい者	☐ 里親 ☐ 生活保護

保育を必要とする事由がある方は、施設等利用給付認定を受けることにより、預かり保育や認可外保育施設等の利用料についても無償化の対象になります。

◆注意事項

- ・認定開始希望日より前に申請してください。
- ・不足書類があると、認定開始希望日からの認定ができない場合があります。

◆施設等利用給付認定について

3歳児クラスから5歳児クラスの児童（法第30条の4第2号）については、保育の必要性の事由が確認できる世帯が対象です。保育の必要性の事由が確認できる書類を添付してください。

幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスの児童は、非課税世帯のみが対象となります。

0歳児クラスから2歳児クラス（幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスを含む）までの児童（法第30条の4第3号）については、保育の必要性の事由が確認できることに加えて、個人住民税非課税の世帯が認定の対象となります。申請された世帯については、市区町村民税の情報を閲覧させていただきますが、市区町村民税の情報が確認できない場合、個人住民税課税（非課税）証明書等を提出していただきます。国外収入がある場合はご連絡ください。

上記項目について変更があった場合は、給付認定変更申請書（兼施設利用等変更届出書）（市様式）をご提出ください。保育の必要性の事由が変わる場合は、保育の必要性の事由がわかる書類の添付が必要です。

保育の必要性の事由・期間は世帯ごとに認定されるため兄弟姉妹が別の保育施設を利用している場合、別の事由・期間で申請することはできません。

郵送で提出する場合は、認定開始希望日までに書類が到着するよう送付ください。

◆申請書に添付する書類について

証明書類は保護者全員分が必要です。下記の書類以外にも状況によって、追加書類の提出を求める場合があります。

兄弟姉妹で申請する場合、給付認定申請書はそれぞれ必要です。申請書に添付する書類は世帯で1部で結構です。

書類は申請月において、発行後3か月以内のものが有効です。有効期限があるものについては、有効期限内であることが必要です。

提出書類はお返しできませんので、必要な方はあらかじめコピーをお手元に残してください。

保育を必要とする事由にチェックし、該当する添付書類を本申請書に添付してください。

（1号認定／新1号認定のみを希望する方は、この欄には記入する必要はありません）

保育を必要とする事由	父	母	添付書類
就労 ※就労内定、育児休業（復職予定）を含む	☐	☐	【会社員等の方】 ・就労証明書（締切日より3か月以内に取得したもの） 【法人役員、親族が経営する法人の被雇用者】 ・就労証明書（締切日より3か月以内に取得したもの） ・法人に係る登記事項証明書（申込締切日の3か月以内に発行されたものに限る。写しでも可） 【自営業、個人事業主の方】 ・就労証明書及びスケジュール表 ・自営業を証明する書類の写し（開業届（開業1年目）や確定申告書第一表の写し（開業2年目以降）等）
疾病障害	☐	☐	該当する事由にチェックし、必要な書類を添付してください。 書類は鎌倉市ホームページからダウンロードできます。 印刷したものが必要な場合は、鎌倉市保育・幼稚園課までご連絡下さい。 就労証明書等の書式のダウンロードはこちら 
介護看護	☐	☐	【次のうちどれか一つを追加して添付】 ・介護保険被保険者証※1の写し、障害者手帳の写し、診断書（市指定様式）
就学（就学内定）	☐	☐	・在学証明書又は学生証（就学予定の場合は合格通知等、就学予定であることがわかる書類）の写しをいずれか一点 ・時間割のわかる書類
妊娠出産	☒	☐	・母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されたページの写し
求職活動 起業準備	☐	☐	・求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）
その他	☐	☐	・保育・幼稚園課まで相談してください。

※1：保険者番号及び被保険者番号はマスキングしてください。